

災害時の上水道に係る応急活動に関する協定

この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時に上水道に係る応急給水及び応急復旧等（以下「応急活動」という。）を実施するため、小牧市水道事業（以下「甲」という。）と小牧市管工事業協同組合（以下「乙」とする。）との間で必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、災害により甲の上水道に被害が発生した場合において甲が乙に要請する応急活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請等）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために、乙に協力を要請し、乙はこれに協力するものとする。

2 甲は、乙に前項の要請をするときは、指示書及び電話等により措置内容、必要な器材等を明示するものとし、乙はこれに従い応急活動を行うものとする。

（応急活動内容）

第3条 この協定に定める乙の行う応急活動は、次のとおりとする。

- （1）応急給水活動
- （2）上水道の応急復旧
- （3）甲の指示によるバルブ操作応急活動
- （4）管路の被害状況調査
- （5）前各号に掲げるもののほか、必要とする活動

（応急活動の協力）

第4条 乙は、市職員の指示に従い応急活動を実施するものとする。

2 市職員が現地に派遣されていないときは、乙は市職員の指示を確認し第1条の目的に基づいて応急活動を実施することとする。

（他の水道事業体への応援）

第5条 甲が、他の水道事業体から応急活動への協力の要請を受け、これについて乙に対して応援の要請を行ったときは、乙は、この協定による応急活動の例により全面的に協力するものとする。

（その他に定める事項）

第6条 この協定に定めるもののほか、応急活動の実施に関し必要な細目事項については、甲が別に定める実施細目によるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも異議の申し立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

附 則

1 この協定は、締結の日から適用する。

2 平成13年10月2日付け締結の「災害時における応急対策業務に関する協定」は、廃止する。

この協定を証する為協定書2通を作成し、甲及び乙は各1通を保有する。

令和6年7月23日

甲

小牧市堀の内三丁目1番地

小牧市水道事業

小牧市長 山下史守



乙

小牧市大字間々413番地の1

小牧市管工事業協同組合

理事長 民部時



災害時の上水道に係る応急活動に関する協定に関する実施細目

小牧市水道事業(以下「甲」という。)と小牧市管工事業協同組合(以下「乙」という。)は、令和**3**年**7**月**23**日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における応急給水及び復旧工事等の協力に関する協定」の実施に関する細目的事項について次のとおり定めるものとする。

(応急活動の内容)

第1条 甲が乙に協力を要請する応急活動は、応急給水、応急措置及び損壊箇所の応急復旧、災害により被害を受けた水道施設の被害状況の把握、被害の拡大防止等とする。

(出動の要請)

第2条 甲は乙に対し、応急活動内容、日時及び場所を指定して文書又は口頭により応急給水資機材、車両等、(以下「応急給水資機材」という。)の提供を求めるものとする。ただし、状況により、小牧市災害対策本部上下水道部長、上下水道部次長又は上下水道施設課長から乙又は乙に属する組合員(以下「組合員」という。)に対し、出動の要請をすることができるものとする。

2 乙は前項の規定にかかわらず、小牧市内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、直ちに出動できるよう準備を開始するものとする。ただし組合員の被害の程度もしくは、被害の状況が甚大である等、出動でき難い状況下にある場合はこの限りではない。

(応急活動の実施)

第3条 乙は、この協定に基づく出動要請があったときは、組合員をして応急給水資機材を甲の指示する場所へ出動させ、応急活動を実施させるものとする

2 組合員は、出動後直ちに現場責任者の氏名、出動人員、出動した時刻及び応急給水資機材を管轄する市職員に報告しなければならない。

(応急活動の指示)

第4条 応急活動の指示は、当該活動を管轄する市職員が行い、組合員はその指示に従うものとする。

2 災害現場に市職員が派遣されていない場合は、組合員は、指示された事項に従い応急活動を行うものとする。

3 他の事業体への応援で応急活動を行う場合は、応援先での指示に従い応



急活動を行うものとする

(応急活動完了の報告)

第5条 組合員は、応急活動が完了したときは、直ちに必要事項を記入した報告書を甲に提出するものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 組合員は応急活動終了後、要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

(応急給水資材の確保)

第7条 乙は、甲から要請を受けたときは組合員が保有する応急給水資機材等を確保し、甲に報告するものとする。

(労災補償)

第8条 応急活動が原因により乙の組合員の従事者が負傷、疾病、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

(連絡体制の整備)

第9条 甲及び乙は、あらかじめ相互の担当者を定めるなど連絡体制を整備するとともに、災害が発生、又は災害が発生する恐れがあるときは、必要な情報を隨時交換するものとする。

